模擬試験問題　解答・解説（2021.3.3）

問１．　１　　車庫の位置及び収容能力の事業計画の変更は認可事項

問２．　Ａ－２　Ｂ－１　Ｃ－２　Ｄ－２

問３．１．４

１．　誤り。アルコール検知器備付は事業者が行うこととなっており、運行管理者の業務は運転者に点呼の実施、報告・確認・指示を行い、点呼記録簿へ記録・保存し、アルコール検知器を常時有効に保持することである。
４．　誤り。運行管理規定の制定は事業者の義務であり、運行管理者の業務ではない。

問４．　Ａ－４　　Ｂ－６　　Ｃ－５

問５．　２．３

１．　速報事案には抵触しない。なお、３時間以上鉄道車両の運転を休止させた場合、３０日以内の事故報告事案に該当する。
４．速報事案には抵触しない。「５人以上の重傷者」や「１０人以上の負傷者」が生じたものは速報に抵触するが、本問題では負傷者９名、うち重傷者４名のため、どちらにも該当しない。

問６．　２．４

１．　誤り。指導及び監督の対象者は、事故惹起者だけでない。
３．　誤り。輸送の安全に対する基本的な方針の策定は、事業者の責務。

問７．　３　　やむを得ない事情がある場合は、乗務を開始した後、１ヵ月以内に実施する。

問８．　４

他の事業者において運行管理者として選任されていた場合であっても、新たに事業者で選任された場合には、選任届をした日の属する年度（やむを得ない理由がある場合においては当該年度の翌年度）に受講させなければならない。

問９．　２　　任意の位置ではなく、見やすいように表示しなければならない。

問１０．１　　保安基準適合標章があれば車検証の備え付けがなくとも、運行の用に供することができる。

問１１．　Ａ－１　　Ｂ－２　　Ｃ－５　　Ｄ－２

問１２．　１．３

２．	✕	２．０ｍ	➡	○	１．８ｍ
４．	✕	４．１ｍ	➡	○	３．８ｍ

問１３．　１．　徐行しなければならないのではなく、歩道等に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。

問１４．　１．３

２．	✕	５メートル以内	➡	○	３メートル以内
４．	✕	５メートル以内	➡	○	１メートル以内

問１５．　１．３

２．　誤り。準中型免許を受けたものであって、21 歳以上かつ普通免許を受けていた期間が通算して 3 年以上の者は、車両総重量が 3,500 キログラム以上、7,500 キログラム未満のもの、最大積載量が 2,000 キログラム以上 4,500 グラム未満の準中型自動車を運転することができる。

４．誤り。準中型免許を取得後１年経過しない者が準中型自動車を運転する場合、初心者マーク（初心運転者標識）が必要となる。

問１６．　２．４

１．誤り。身体障害者用の車椅子が進行しているときは、一時停止し、または徐行して、その通行を妨げないようにしなければならない。

３．誤り。停留所において乗客の乗降りのため停車していた乗合自動車が発進するために進路を変更しようとして手又は方向指示器により合図をした場合においては、その後方にある車両は、**その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き**、当該合図をした乗合自動車の進路の変更を妨げてはならない。

問１７．　１．２

３．　誤り。【当該歩行者等の直前で停止できることができるような速度で進行し】ではなく、【当該横断歩道等の直前で一時停止し】

４．　誤り。【車両は、８時から２０時までの間は停車してはならない】ではなく、【車両は、８時から２０時までの間は駐車してはならない】

問１８．　１　　所定労働日数ではなく、総日数で除した金額

問１９．　２　　総額の１０分の３ではなく、総額の１０分の１を超えてはならない。

問２０．　Ａ－１　　Ｂ－２　　Ｃ－２　　Ｄ－２

問２１．　１．３

２．　誤り。分割休息は１回あたり４時間以上の継続が必要。
４．　誤り。拘束時間は、２１時間を超えないものとする

問２２．　１．３

拘束時間の考え方は、当日の始業時刻から２４時間で算出するため、翌日と重なった部分の拘束時間は当日の拘束時間に加算する。

よって、１日目の拘束時間は、始業６時３０分、終業１８時４０分のため、１２時間１０分。これに加えて、２日目の始業時刻が５時００分のため、１日目の６時３０分の始業時刻と重なった１時間３０分が加算され、合計１２時間１０分＋１時間３０分で、１３時間４０分の拘束時間となる。

連続運転は、１回が連続１０分以上、かつ、合計が３０分以上の運転中断をすることなく、４時間を超える運転をする場合が連続運転となる。

本問題においては１０分以上の休憩時間、荷積み、荷下ろしにおける時間が運転の中断時間となる。

１日目は４時間３０分の運転時間に対し、運転中断が２５分のため、違反。
２日目は４時間１０分の運転時間に対し、運転中断が１０分のため、違反。
３日目はいずれの時間も連続運転の違反に問われることはないが、５分間の休憩時間は３０分の運転中断の時間に含めることができないため、注意が必要。

問２３．　４

拘束時間は1箇月＝293時間（ただし、労使協定がある時は、1年のうち、6箇月までは、1年間について3,516時間を超えない範囲において320時間まで延長可能

１.適合していない

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
拘束時間	279	289	295	275	319	285	280	269	322	295	290	293	3,491

1箇月の拘束時間が320時間を超えている

２.適合していない

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
拘束時間	293	289	293	294	315	285	280	290	301	293	294	293	3,520

年間の拘束時間が3,516時間を超えている

３.適合していない

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
拘束時間	296	280	295	290	309	295	283	280	296	297	300	291	3,512

拘束時間293時間を超えた月が7箇月ある

問２４．　「適」　３．４
「不適」１．２
１．　必ず、乗務前点呼で日常点検の実施を確認しなければならない。
２．　定期点検は整備管理者の業務。資格者証の返納はない。

問２５．　２．３
１．無理な追い越しをしないように指導を行う。
４．平成２８年度中の事業用自動車が第１当事者となった人身事故の類型別発生状況によると、「追突事故」が全体の約半数で最も多く、次いで「出会い頭衝突」となっている。

問２６．　「適」　１．４
「不適」２．３
２．健康診断の受診結果の保存年数は、３年間ではなく５年間。
３．運行管理者は乗務員の健康状態の把握に努め、安全な運転ができないおそれがある乗務員を乗務させてはいけない。そのため、医師からの所見が出されているにも関わらず、従来同様の業務を継続させるのは適切でない。

問２７．　「適」　２．３
「不適」１．４
１．ウェットスキッド現象ではなく、ハイドロプレーニング現象。
なお、ウェットスキッド現象とは、雨の降りはじめに、路面の油や土砂などの微粒子が雨と混じって滑りやすい膜を形成するため、タイヤと路面との摩擦係数が低下し急ブレーキをかけたときなどにスリップすること。
４．制動距離ではなく、空走距離。
制動距離とはブレーキが利き始めてから車が停まるまでに走行する距離のこと

問２８．　「適」　１．２
「不適」３．４
３．記載の内容はドライブレコーダーに関するもの。
４．衝突を確実に回避できるものではない。日ごろから過信しないよう、指導を行う必要がある。

問２９．　１．２

（参考：１人乗務の場合の主な改善基準告示等）

拘束時間 （始業から終業までの時間）	・1日　原則13時間以内 最大16時間以内（15時間超えは1週間2回以内） ・1か月　293時間以内
休息期間 （勤務と次の勤務の間の自由な時間）	・継続8時間以上
運転時間	・2日平均で、1日あたり9時間以内 ・2週間平均で、1週間あたり44時間以内
連続運転時間	・4時間以内
休日労働	・２週間に１回以内、かつ、１ヵ月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内。

●１．１日の拘束時間及び休息期間について

【拘束時間】

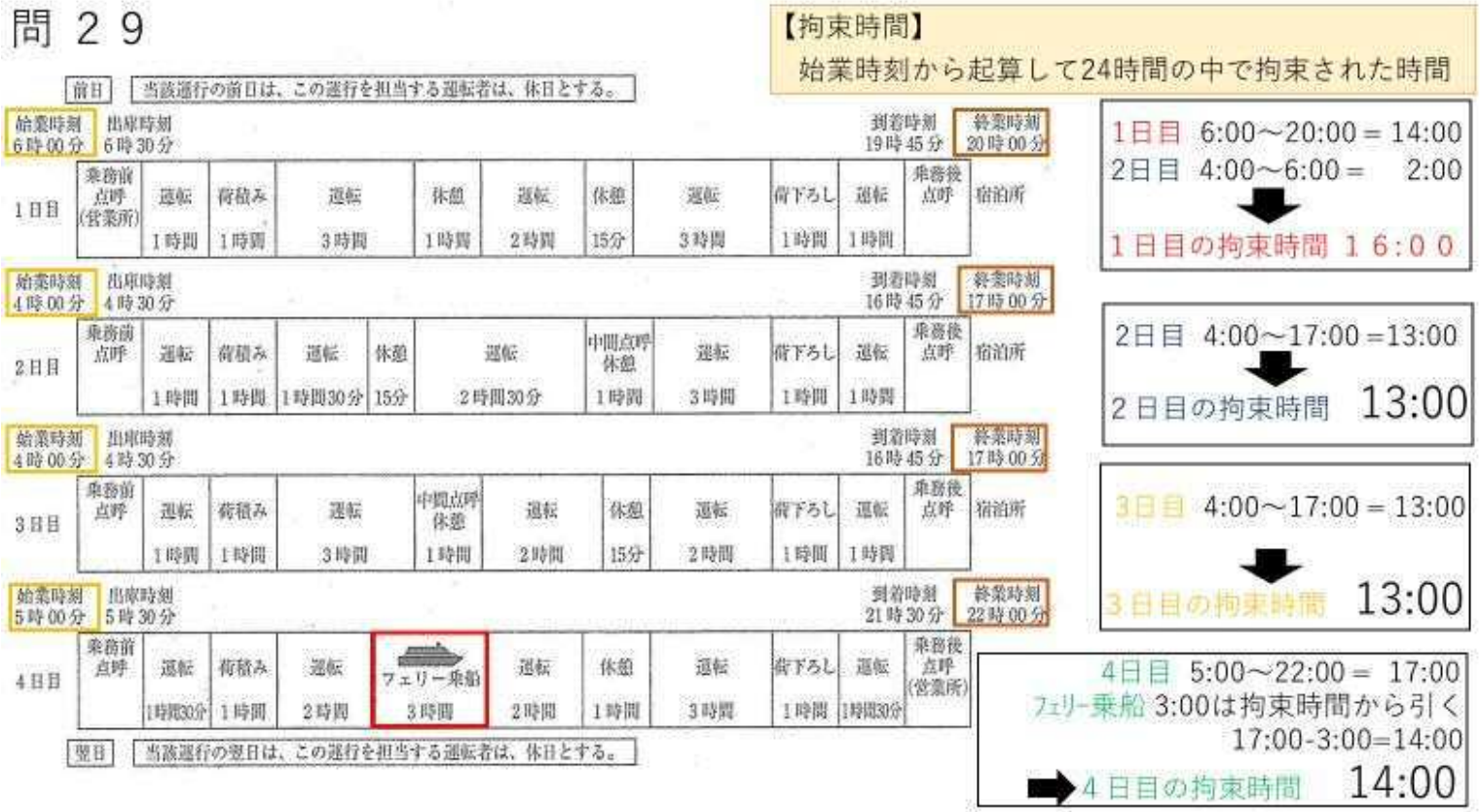

【休息期間】

１日目　　２０：００～４：００＝　８：００
２日目　　１７：００～４：００＝１１：００
３日目　　１７：００～５：００＝１２：００

※　上記により、１日の拘束時間及び休息期間については改善基準告示違反に該当しない。

●２．２日平均９時間の運転時間について

※　２日平均１日あたり９時間は・・・
①特定日とその前日との平均
②特定日とその翌日との平均
のどちらか一方が平均９時間以内となっていれば、違反とはならないため、本計画においては２日平均１日当たりの運転時間は改善基準告示違反に該当しない。

❖ ２日平均９時間の考え方 ❖

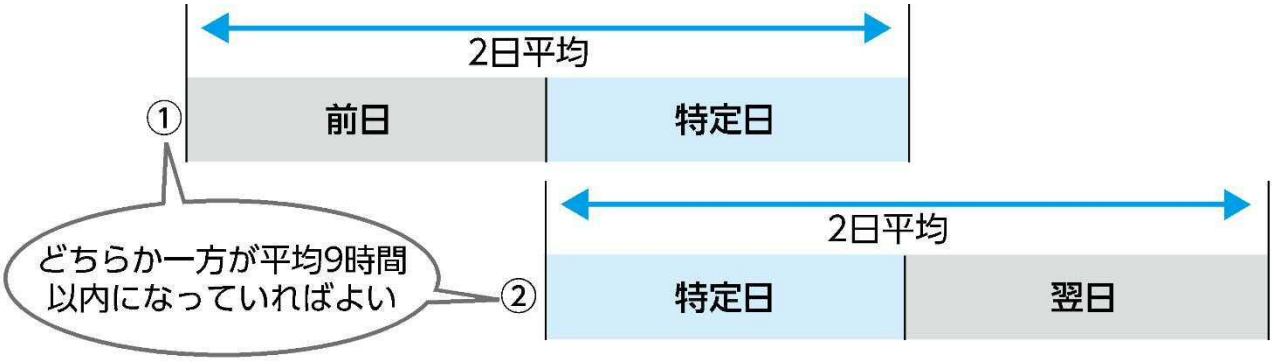

●３．連続運転時間について

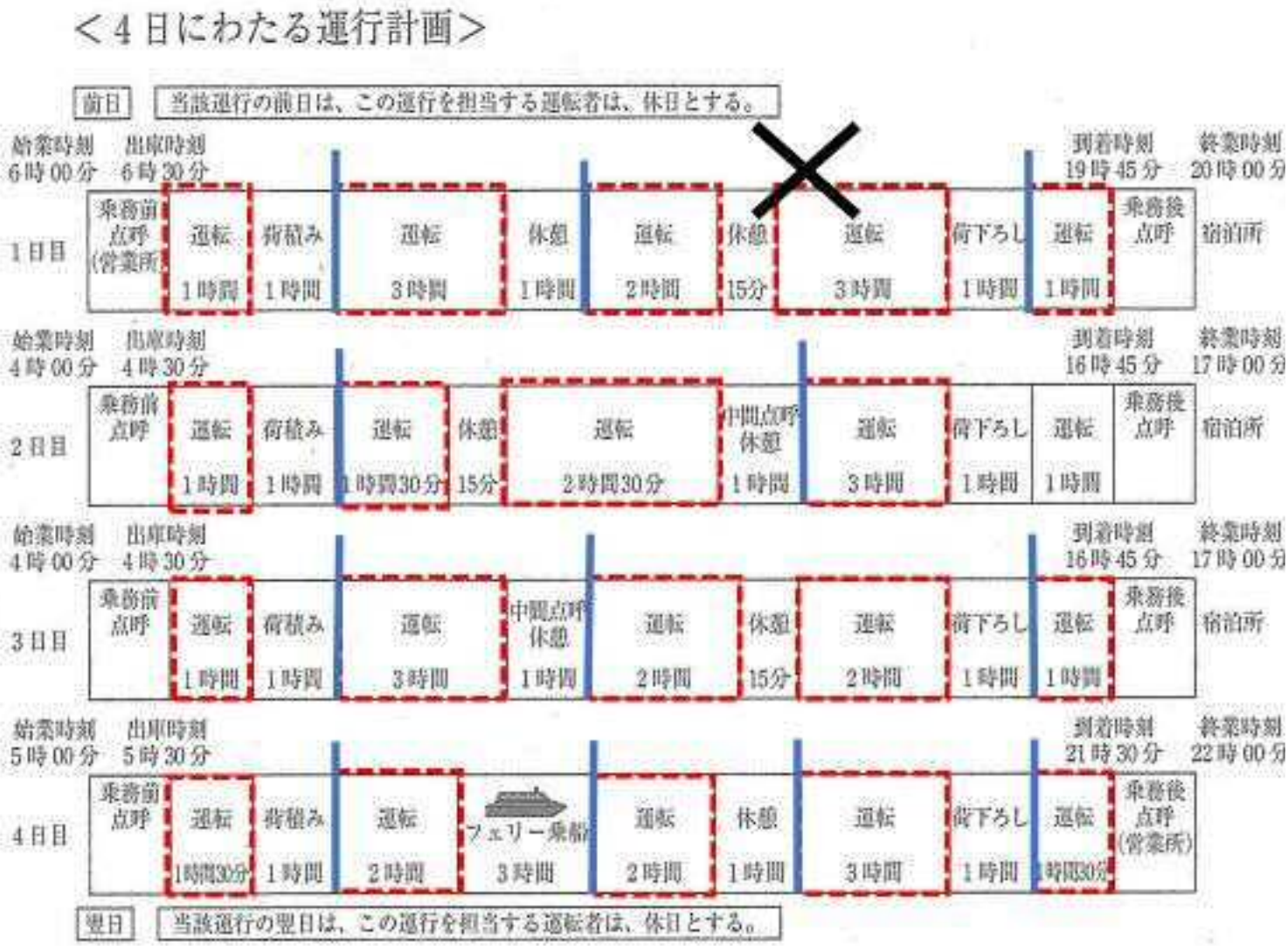

赤の破線は<u>運転時間を</u>、青線は３０分以上の運転以外の時間があったことにより、<u>連続運転時間</u>がリセットされた場所を示す。

※　上記により、連続運転時間については、改善基準告示違反に該当する。

問３０．　Ａ－２　　Ｂ－４　　Ｃ－８　　Ｄ－１０